

和解内容の説明と不競法にいう「虚偽の事実の告知」

東京地裁平成15年9月30日判決 平成15年（ワ）第15890号
不正競争行為差止等請求事件 棄却（控訴）
判例時報1843号143頁

泉 克 幸**

【要 旨】

本件は、著作権侵害訴訟において裁判上の和解をなした当事者の一方が新聞社からの取材に対して、和解に至った理由は他方当事者が非を認めたと判断したからである旨のメールを送信した行為等が、不正競争防止法（以下、「不競法」）2条1項14号にいう「虚偽の事実の告知」として不正競争行為に該当するか否かが争われた事例である。裁判所は、当該被告メールの記載は原告が本件和解において「非を認めたと」という事実を述べたものではなく、被告の和解に至った理由ないし動機についての言及であり、被告の主観的な見解ないし判断を述べているに過ぎないとの理解を示した。裁判所はその上で、被告の主観的な見解ないし判断を述べている限りにおいて、被告メールの記載は虚偽の事実の告知には該当しないと判示し、原告が求めた差止等の請求を棄却した。

主観的な意見や判断でありさえすれば、いかなるものもその告知または流布が不競法上許容されるとは思われず、この点、裁判所の上記表現はその部分のみを取り出せば誤解を生じかねない。ただし、主観的な判断であっても本号に該当する可能性を前提として判断を行っている

部分もあり、両者を総合して理解するならば、本件裁判所の判断はほぼ妥当なものと評価することができよう（もっとも、後述するように、その理由付けに関しては別の理由による方が適切だったように思われる）。

〈参照条文〉不正競争防止法2条1項14号

【事 実】

原告Xおよび被告Yはコンピュータソフトウェアの開発・販売等を行っている会社である。YはXに対し、Xが製作・販売する「V2.43」および「V3.0」（以下、「Xソフト」）はYが製作販売するソフト（以下、「Yソフト」）の画面表示等に関して認められる著作権を侵害するものであるなどと主張し、Xソフトの製造販売等の差止などを求めて訴訟を提起した（以下、「前訴」）。1審ではYの請求を全て棄却する内容の判決が言い渡された¹⁾。Yは控訴したが、控訴審において和解が成立した。その和解内容には、「①XはXソフトの基となる『V1.0』の開発に当たり、Yソフトを参考にした点があることを認めるとともに、その参考の仕方に行き過ぎた点があったとのYの主張を真摯に受け止

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 徳島大学総合科学部助教授 Katsuyuki IZUMI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

め、今後のビジネスソフトの開発に当たって、その点に留意する。②Xは「V2.43」につき、新規顧客への販売を今後も行わない。ただし、この販売停止は著作権侵害等を理由とするものではない」といった条項が含まれていた。

新聞社Aは本件和解が成立した2003年5月30日、Yに対して取材を行った上で和解に関する本件記事を同社のウェブページに掲載し、また、同社の提供する電子メールによるニュースサービス（メールマガジン）に配信した。翌31日、AはXからの訂正要請に基づき、「Xは1審でYに勝訴したが、違法コピーを事実上認めた」等の記載を削除するとともに、「Xによると、和解条項では違法性を認めなかった」等の記載を付け加えた形で本件記事を書き換えた。また、6月2日、Aは誤報訂正メールを配信した。

Xは、YがAの取材に対して「Xが違法コピーを事実上認めた」旨および「Xが非を認めた」旨の虚偽の説明を行い、このことは不競法2条1項14号所定の不正競争に該当すると主張し、虚偽陳述の流布の差止等を求めて東京地裁に提訴した。

【判 旨】

1. Xが違法コピーを事実上認めた旨の事実の告知について

「本件全証拠によっても、YがAに対し、本件和解においてXが違法コピーを事実上認めた旨の事実を告知したことを認めるに足りない。かえって、前記認定の本件和解後の経過、とりわけ、Yは、Aの取材に対し、Yメールおよびプレスリリース文書を送付したにとどまること、上記Yメールおよびプレスリリース文書には、Xが本件和解において違法コピーを事実上認めたとの事実は記載されていないこと、Y代理人弁護士が、Yの虚偽説明を非難するX訴訟代理人の2通のファクシミリ文書に対して、直ちに抗議文を発し、YがAに対し、Xが違法コ

ピーを事実上認めたとの事実を含む虚偽の説明をしたことを明確に否定していること、以上の認定事実に照らせば、YはAに対し、Xが本件和解において違法コピーを事実上認めたとの事実を告知していないというべきである。」

2. Xが非を認めた旨の事実の告知について

ア) Aからの取材に対してYが送信した「Yメールに『和解に至った理由は、Xが非を認めたと判断したためです。』という記載がある」。

「しかしながら、Yメールの記載は、Xが本件和解において『非を認めた』という事実を述べたものではなく、あくまで、Yの和解に至った理由ないし動機について言及したものである。すなわち、その理由として、YとしてはXが非を認めたと判断したからこそ和解に応じた旨のYの主観的な見解ないし判断を述べているに過ぎないものと解される。そして、Yの主観的な見解ないし判断を述べている限りにおいて、Yメールの上記記載をもって、虚偽の事実の告知ということはできない。」

イ) 「Xは、本件和解条項の解釈上、Xが『非を認めた』と解釈する余地は全くないことを前提として、主観的な見解だからといって免責されるものではなく、それを外部へ陳述するのは不正競争行為である旨主張する。

しかしながら、本件和解条項上、XがXソフトの基となる『V1.0』の開発に当たりYソフトを『参考』にした点があることを認め、婉曲的な言い回しではあるが『参考の仕方に行き過ぎた点があった』とのYの『主張を真摯に受け止め』とも記載されており、さらに、著作権侵害を理由とするものではないとの限定は付されているものの、Xは『V2.43』の新規顧客への販売を今後も行わないと定められている。本件和解条項において、上記のような文言が入っていることを考慮すると、Xに対して著作権侵害を理由としてXソフトの製造等の差止等を求め

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

たYの立場からすれば、本件和解において、Xが非を認めたものと主観的に判断するに至ったとしても、そのこと自体は不合理とはいえないというべきである。したがって、Yが、報道機関の取材に対し、訴訟の一方当事者としてこのような主観的判断を述べたことをもって、虚偽の事実の告知ということはできないというべきである。」

【研究】

1. はじめに

不競法は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」（以下、「営業上の信用毀損行為」と呼ぶことがある）を不正競争行為と定めている（2条1項14号）²⁾。同規定は、パリ条約10条の2第3項2の「競争者の営業所、産品又は工業上もしくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張」に対応した規定であるが、こうした行為を制限する趣旨については、①「営業者にとって最も重要な営業上の信用を、競争関係にある者が、虚偽の事実をあげて直接的に攻撃するものであるから」³⁾とか、②「他人に対する不当な攻撃により、自ら営業上の競争によって有利な地位に立とうとするもので、ここに本類型の不当競争性がある」⁴⁾といったように述べられている。また、③「他人の成果の効用を偽装する行為を禁止することで、瑕疵ある情報が伝達されることにより、本来、必要とされている取引が阻害されないように」する⁵⁾とか、あるいは、④こうした行為を許容すれば「不断の努力によって信用を維持、形成しようという意欲が削がれてしまうので、これを防ぐ」⁶⁾との理解も見られる。営業上の信用毀損行為を制限する趣旨あるいはその違法性については、当該行為の手段としての悪質性あるいは不当性と、当該行為が相手方あるいは競争に与える悪影響という2つの要素が考えら

れるが、上記①および②は競争手段としての悪質性、他方、上記③および④は競争に与える悪影響に着目した理解と評価できよう。また、①ないし④のいずれの理解も競争秩序に関するものであるが、特に④については、当該規定が企業の信用あるいはブランドという知的財産に関連した規定であることを示しているとも評価できる。

営業上の信用毀損行為として過去に不競法上問題となった具体的行為には、産業財産権を中心とする権利の侵害の警告や通知を被疑侵害者の取引先に行ったりその旨の広告を新聞等に掲載したものの、その後、権利侵害の事実が認められなかったというケースが数多く見られるほか様々な事例が存在する⁷⁾。本件は、和解の一方当事者が取材を受けた新聞社に当該和解の内容を通知した行為が問題となっており、こうした行為が争われた初のケースであろうと思われる。また、後に詳しく述べるとおり、本号が要件とする「虚偽の事実」の解釈として、事実でない意見や感想は除かれるとの理解が基本的には肯定されるとしても、その線引きの作業は必ずしも容易とはいえない。本件裁判所はこの問題に対して一定の考え方を示しており、この点でも本件の意義を見出すことができる。

2. 虚偽の事実——価値判断や主観的見解でないこと

不競法2条1項14号は「虚偽の事実」を要件としている。一般に、事実とは「実際にあった事柄」や「真実のこと」を指すのであるから⁸⁾、「虚偽の事実」とは一見すると論理的に矛盾する概念のように思われる。しかしながら、ここでいう事実とは知覚可能な現象や立証可能な出来事のことであり、感想や意見、価値判断といったものに対する反対概念であると考えることができる。単なる感想や意見、価値判断等の表明は本号に該当しないことを明らかにする趣旨

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で、確認的に付け加えられているものと一応評価できよう。この点に関しては、「主観的見解・批評・抽象的推論のごとき価値判断は事実ではない」と述べる学説や判決例が存在していた⁹⁾。本判決においても、問題となったYメールの評価として裁判所は、「Yの主観的な見解ないし判断を述べている限りにおいて…虚偽の事実の告知ということはできない」と判示している。

もっとも、上記学説も認めるように、過去の裁判例を検討すると、裁判所は「価値判断の要素を多く含む表現であっても、これを事実に関する表明であると認定して、事実の意義を広く解している」と評価できるし¹⁰⁾、結果的には、「誹謗の内容が主観的見解、批評、抽象的推論の表明であるからといって、そのような行為が本号の適用を免れる可能性はきわめて小さい」ことになる¹¹⁾。価値判断の表明か事実の表明かを明確に区別することは実際上困難であるし、また、本来のあるべき姿からいっても、たとえ価値判断の表明であろうとも相手方の営業上の信用を傷つける事態は当然想定できるし、そうした行為が不競法の立法趣旨に照らして好ましいものではないことは確かなのであるから、価値判断や主観的見解の表明だという理由だけで、本号成立の可能性を全否定することは適切でないように思われる¹²⁾。本件でも、〔判旨〕2.イ)で述べたように、主観的見解だからといって不競法上の責任を免れるものではないというXの主張に対し、本件和解条項の文言やYの立場を考慮すればXが「Yは非を認めた」という判断を行ったとしても不合理といえず、本号の成立は否定されるとの考え方を裁判所は示しており、告知されたものがたとえ主観的見解や価値判断であっても「虚偽の事実」に該当し得る可能性があるとの前提に裁判所は立っていると考えることができる。また、「虚偽の事実」という要件については、本号の対象から除かれ

るべき単なる批評や意見はそもそも虚偽というもの観念し得ないのであるから、「逆に虚偽であると判断しうる内容の言明であれば虚偽の『事実』と認めることが可能となる。『事実』という要件は、その言明が『虚偽』かどうかという問題に吸収されていると考えてよい」と説くものがある¹³⁾。

以上の検討から明らかなことは、「虚偽の事実」のうち「事実」という文言が、先に述べたように価値判断や主観的見解は本号に該当しないということを確認的に明示しているとしても、実際の法適用の場面にあつては、当該通知や言明が価値判断や主観的見解に該当するかどうかの判断に余り重きを置くべきではなく、その限りでは、「事実」という文言は象徴的意味しか持っていないともいうことができる。

3. 虚偽の事実——虚偽性の判断基準

虚偽か否かの判断に関しては、「直接的には、告知、流布された事実そのものについて、その受け手になる者が事実と反するような誤解をすかどうかで判断すべきである」といった考え方が示されている¹⁴⁾。また、判決例においても、「『虚偽』であるかどうかは、その受け手が、陳述ないし掲載された事実について真実と反するような誤解をすかどうかによって決すべきであり、具体的には、受け手がどのような者であつて、どの程度の予備知識を有していたか、当該陳述ないし掲載がどのような状況で行われたか等の点を踏まえつつ、当該受け手の普通の聞き方ないし読み方を基準として判断されるべきである」と判示するものも見られる¹⁵⁾。

上記「1.はじめに」で指摘したように、本号が定める行為の主たる違法性の1つが競争者あるいは競争への悪影響である点、また、不競法が競争関係にある場合は過失を要件とせずには差止請求を認めている点などを考慮するならば、信用毀損行為を行った者の目的や意図を重

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

視すべきでないということは正当であろう。さらには、名誉毀損が不法行為として成立するかどうかを判断する際、摘示された事実が真実でなかったとしても、当該事実を真実と信ずる相当の理由があった場合には故意または過失が否定されるという、いわゆる「相当の理由基準」が採用されることが多いが¹⁶⁾、本号に関しては上記の理由から、同様の考え方をとることは適切でないと思われる。以上の理解は信用毀損行為を行った者には多少厳しいと映るかもしれないが、あとは損害賠償の額や謝罪広告の有無で、当該行為を行った目的や特殊事情を考慮することになろう。

虚偽性については当該情報の受け手を基準に行うという判断枠組が基本的には適切・正当であるとしても残された問題もある。それは、本号が禁止する信用毀損行為の違法性の根拠が、競争者や競争への悪影響ということと並んで、競争手段としての不当性・不適切性、言い換えれば行為そのものにも認められるということである（「1. はじめに」参照）。例えば、訴訟の当事者間で中傷誹謗の応酬が行われていた事案において、そうした非難の応酬が「社会的に許容される埒内にある」とした判決例¹⁷⁾や、企業の内部抗争の過程でなされた文書配布行為の本号該当性が否定された事例において、当該文書の配布先が傘下の普及店ないし販売組織に限定されていた事実を考慮する判決例¹⁸⁾がある。しかしながら、信用毀損情報の受け手が当該情報の真実性に疑問を有しており、あるいは当該情報から誤解をする可能性が低いために、また、当該情報の受け手の数が少ないために、たとえ競争への影響が直接的には無もしくは軽微だとしても、当該行為の違法性を手段としての不当性に求めるのであれば、これを制限すべきだと考えられる¹⁹⁾。

本件裁判所は、YがXが非を認めたものとの主観的判断を述べたことは「虚偽の事実の告知」

とはいえないとの結論を導き出すに際し、本件和解条項の文言やYの立場を考慮した上で、そうした主観的判断に至ったこと自体は不合理ではないことを根拠としている（〔判旨〕2. イ参照）。この判示部分が虚偽性自体の判断そのものかどうかは必ずしも判然としないが、上述の検討によるならば、Yが当該判断に至ったことが不合理でないことを理由とするのではなく、新聞社Aが本件和解条項の文言やYの立場を考慮すれば「Xが非を認めた」との誤解を生じる可能性は小さいことを根拠とする方が、適切であったように思われる²⁰⁾。

注 記

- 1) 東京地判平成14年9月5日判例時報1811号127頁。本判決については、泉克幸「サイボウズ差止請求事件」サイバー法判例解説（別冊NBL79号）50頁参照。
- 2) なお、営業に関連して相手方の信用を毀損したり相手方を中傷誹謗する行為に対しては、本号の不競法による規制のほか信用毀損罪として刑法上の規制を受ける（233条）。本号については罰則規定が置かれていないが、これは本号に該当する行為は刑法上の信用毀損罪として処罰される可能性を想定しているからである。また、本号は「競争関係」を要件としているところ（本件では、両当事者が「いずれもコンピュータソフトウェアの開発・販売等を業とする」ことが「事案の概要」で示されている）、競争関係がない場合にも不法行為（民法709条）は成立する可能性がある。このほか、独禁法による規制（不公正な取引方法（一般指定15項（取引妨害））や信用毀損に当たる比較広告が不当表示として景表法による（4条）規制を受ける可能性もある。以上のことは、直接本判決の理解とは無関係であるが、特に実務の観点からは重要だと思われるため指摘しておく。
- 3) 小野昌延『不正競争防止法概説』（有斐閣・1994年）242頁。
- 4) 小野昌延編著『新・注解不正競争防止法』（青林書院・2000年）455頁〔木村修治執筆〕。
- 5) 田村善之『不正競争法概説〔第2版〕』（有斐閣・2003年）439頁。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 6) 田村・前掲注5) 439頁。
- 7) 詳しくは、小野・注解・前掲注4) 477頁以下参照。
- 8) 『日本国語大辞典〔第2版〕』第6巻(小学館・2001年) 655頁。
- 9) 小野・注解・前掲注4) 476頁、大阪高判昭和55年7月15日判例タイムズ427号174頁〔階段用入り止め事件〕。
- 10) 小野・注解・前掲注4) 476頁。
- 11) 豊崎光衛＝松尾和子＝渋谷達紀『不正競争防止法』(第一法規・1982年) 269頁〔渋谷執筆〕。
- 12) 「本号は虚偽事実の陳述・流布行為を違法とする本来の目的を超え、競争者に関する礼節を欠いた言辞の表明一般を禁ずる規定として、すなわち、営業上の競争における礼節の維持をはかる規定として、實際上機能している」(豊崎＝松尾＝渋谷・前掲注11) 270頁)とまでいえるかどうかについては、例えば、訴訟の当事者間で「ゆすり、たかり」といった表現まで使用されて中傷誹謗の応酬が行われた事例において本号の成立を否定した判決例も存在するため(東京地判昭和54年4月16日特許と企業126号57頁〔印相学事件〕)。なお、後掲注19)も合わせて参照のこと)、疑問なしとしないところであるが、少なくともその精神は尊重し、達成されるべきものと考えられる。
- 13) 田村・前掲注5) 439～440頁。
- 14) 小野・注解・前掲注4) 476頁。
- 15) 東京高判平成14年6月26日判例時報1792号115頁〔パチスロ機パテントプール信用毀損事件〕。
- 16) 相当の理由基準を打ち出した判例として、最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁。
- 17) 印相学事件・前掲注12)。
- 18) 名古屋地裁豊橋支判平成11年2月24日判例タイムズ1026号280頁〔健康食品「禅」事件〕。
- 19) また、印相学事件に対しては、「競争秩序を司法の手で形成していく姿勢に欠けた判決例である」との批判も加えられている(小野・概説・前掲注3) 245頁)。
- 20) また、Yの当該判断が有する「競争手段としての不当性」の程度も高くなく、この意味でもYメールの通知は本号に該当しないであろう。なお、2004年3月3日、本件は前訴に引き続き、和解により決着した模様である(<http://www.neo.co.jp/nejapan/wakai.html>)。

(原稿受領日 2004年8月6日)